

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第八条 附則第二条から前条までに定めるもののは、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p>	<p>附 則 (平成元年一月七日法律第六七号) 抄</p> <p>(施行期日等)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>第一条 この法律は、平成三年七月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成三年四月二日法律第二五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成三年七月一日から施行する。</p>

<p>第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九百九十五条 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る) 、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定</p> <p>(施行期日)</p>	<p>附 則 (平成一一年一二月二二日法律第六〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一四年六月七日法律第六〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。</p>
<p>第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一九年六月二七日法律第九一七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一九年六月二七日法律第九一七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

<p>第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一九年六月二七日法律第九一七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一九年六月二七日法律第九一七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一九年六月二七日法律第九一七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一九年六月二七日法律第九一七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

第一号の改正規定並びに同法附則第十八項の改正規定（後段を加える部分を除く。）を除く。）、次条から附則第四条までの規定並びに附則第七条、第八条第二項、第十条、第十二条、第十三条から第十五条まで及び第十七条から第十九条までの規定 平成二十一年四月一日

<p>第二十条 この法律の施行の際に前条の規定により授与されている次の表の上欄に掲げる免許状 (以下この項において「旧免許状」という。) は、それぞれ同表の下欄に掲げる新免許状とみなし、当該旧免許状を有する者は、この法律の施行の日において、それぞれ当該新免許状の授与を受けたものとみなす。</p>	<p>附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>
---	--

<p>第一条 この法律は、令和四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第十四条の規定</p>	<p>附 則 (令和四年五月一八日法律第四〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>
--	--